

選択欄に既に がついている項目は、自動的に基本方針として採用して下さい。

選択欄が空欄の検討項目(網掛けになっている項目)について、検討のヒントを参考に、対応方針を選んでください。

の作業終了後、選択欄に のついている全ての対応方針を抜き出したものが、ウェブコンテンツ制作のアクセシビリティ基本方針となります。

選択欄に のついている項目について、制作者又は発注者が対応する詳細検討シートを利用して、詳しい制作方針を検討してください。

詳細検討欄が「無」の項目は、その方針に関する詳細検討はありません。基本方針にそのまま従って制作して下さい。

既に のついている項目は無条件選択
空欄(網掛け)の検討項目について、ヒントを参考に、対応方針を選択

最終的に のついている対応方針を、制作・調達の基本方針として下さい

(1) レベル1 (最低限の対応)

検討項目	JIS対応条文	検討のヒント	対応方針	選択欄	詳細検討(次ステップ)
ルールに従った記述	1a) ウェブコンテンツは、関連する技術の規格及び仕様則りに、かつ、それらの文法に従って作成しなければならない。	-	使用するHTML/CSSのバージョンを明確にし、その仕様・文法に従ってページを作成する 作成する文字コードを決定し、HTMLで宣言する 機種依存文字は使わない。配慮方針についてルール化する		1
画像の代替情報	4a) 画像には、利用者が画像の内容を的確に理解できるようにテキストなどの代替情報を提供しなければならない。	-	画像には必ずAlt属性を指定する 代表的なケースについて、代替テキストの用意の仕方の方針を決める		2
	4b) ハイパーリンク画像には、ハイパーリンク先の内容が予測できるテキストなどの代替情報を提供しなければならない。	-	リンク画像には、リンク先の内容が予測できる代替情報を提供する		3
キーボード操作への配慮	3a) ウェブコンテンツは特定の単一のデバイスによる操作に依存せず、少なくともキーボードによってすべての操作が可能でなければならない。	-	全ての機能・サービスをキーボード操作でも利用できるようにする		4
テーブルレイアウト	2d) 表組みの要素をレイアウトのために使わないことが望ましい。	スタイルシートを用いることで表を使わないレイアウトをすることが望ましいです。ただし、制作者にスタイルシートの知識が必要で、ページの制作・更新の際にも一定の知識が必要な場合があります。また、意図したとおりのレイアウトを実現することが技術的に難しいケースもあります。レイアウトのために表を用いる場合は、音声読み上げソフトでの読み上げ順序などに配慮が必要です。	レイアウトのために表を用いない	どちらか	無
			レイアウトのために表を用いるが、音声読み上げソフト等への配慮を行う		5
ページのタイトル	2e) ページのタイトルには、利用者がページの内容を識別できる名称をつけなければならない。	-	ページタイトルのつけ方にルールを設ける		6
文字の色、サイズ	6c) フォントの色には、背景色などを考慮し見やすい色を指定することが望ましい。	フォントの色や背景色を指定する場合は、見易さに配慮します。色を特に指定しない場合は、ブラウザで利用者が指定した表示がされますが、フォント色や背景色の調節による見映えの表現を制作者が指定できないこととなります。	文字色、背景色の指定にルールを設ける	どちらか	7
			文字色、背景色を変更せずブラウザで指定された色、背景色で表示されるようにする		無
	6a) 文字のサイズ及びフォントは、必要に応じ利用者が変更できるようにしてはならない。	文字のサイズやフォントを指定する場合は利用者が変更できるように指定します。文字サイズやフォントを指定しない場合は、利用者が変更可能ですが、サイズやフォントの調節による見映えの表現を制作者が指定できないこととなります。	文字サイズの指定方法にルールを設ける	どちらか	8
			文字サイズやフォントを指定せず、ブラウザで指定されたサイズ・フォントで表示されるようにする		無
単語内の空白など	9e) 表現のために単語の途中にスペースや改行を入れてはならない。	-	単語の文字の間にスペースや改行を入れない		9
入力や選択のしやすさへの配慮	3b) 入力欄を使用するときは、何を入力すればよいかを理解しやすく示し、操作しやすさの配慮しなければならない。	視覚障害者や肢体不自由者、高齢者は、ホームページでの入力に時間がかかります。視覚障害者では特に、どこに何を入力するのかの指示に配慮が必要です。	利用者が情報を入力・選択する機能(入力フォーム、プルダウンメニュー、ラジオボタン、チェックボックスなど)は設けない	どちらか	無
	3c) 入力に時間制限を設けないことが望ましい。制限時間があるときは事前に知らせなければならない。		入力する機能を設けるため、必要な配慮をルール化する		10, 11
	3d) 制限時間があるときは、利用者によって時間制限を延長又は解除できることが望ましい。これができないときは、代替手段を提供しなければならない。				
PDFを使用する場合の配慮	1b) ウェブコンテンツには、アクセス可能なオブジェクトなどの技術を使うことが望ましい。	PDFを使う場合には、出来る限りアクセシブルな作りをするともに、内容を読み取ったり操作できない利用者のために代替情報が必要です。	PDFを提供しない	いずれか一つ	無
	4e) アクセス可能ではないオブジェクト、プログラムなどには、利用者がその内容を的確に理解し操作できるようにテキストなどの代替情報を提供しなければならない。また、アクセス可能なオブジェクト又はプログラムに対して、内容を説明するテキストなどを提供することが望ましい。		音声読み上げなどの利用に配慮したPDF形式で制作し公開する。(Acrobatバージョン5.0以上) PDFで公開すると同時に、掲載の際には内容を説明するテキスト等を提供する。 音声読み上げなどの利用に配慮したPDF形式で制作し公開すると同時に、掲載の際には内容を説明するテキスト等を提供する。(Acrobatバージョン5.0以上)		12 13 12, 13
動画や音声、Flashなどを使用する場合の代替	4c) ウェブコンテンツの内容を理解・操作するのに必要な音声情報には、聴覚を用いなくても理解できるテキストなどの代替情報を提供しなければならない。	音声で情報を提供する場合、聴覚障害者、高齢者が「音声を聞き取れないために内容を把握できない」ということが無いようにしましょう。	音声情報は提供しない 音声情報を提供するが、テキスト等の代替情報を提供する	どちらか	無 14
	4d) 動画など時間によって変化する非テキスト情報には、字幕又は状況説明などの手段によって、同期した代替情報を提供することが望ましい。同期して代替情報が提供できない場合には、内容についての説明を何らかの形で提供しなければならない。	動画などで情報を提供する場合、視覚、聴覚に障害があっても情報を理解できるように配慮が必要です。	動画やアニメーションは提供しない 動画やアニメーションを提供するが、内容を説明する代替情報を提供する	どちらか	無 15
	4e) アクセス可能ではないオブジェクト、プログラムなどには、利用者がその内容を的確に理解し操作できるようにテキストなどの代替情報を提供しなければならない。また、アクセス可能なオブジェクト又はプログラムに対して、内容を説明するテキストなどを提供することが望ましい。	HTML以外の、プログラム(Flash、Scriptなど)やオブジェクト(WORDなどでの情報提供を含む)を使用する場合は、内容を読み取ったり検索できない利用者が出ないように、必ず代替情報が必要です。	オブジェクト(WORDなどでの情報提供を含む)やプログラム(Flash、Scriptなど)は提供しない オブジェクト(WORDなどでの情報提供を含む)やプログラム(Flash、Scriptなど)を提供するが、内容を説明するテキスト等を提供する	どちらか	無 16

(2)レベル2

検討項目	JIS対応条文	検討のヒント	対応方針	選択欄	詳細検討 (次ステップ)
スクリプト、Flash、アプレットなどを使用する際の配慮	1b) ウェブコンテンツには、アクセス可能なオブジェクトなどの技術を使うことが望ましい。	Flash、JavaScript、JavaAppletなど、HTMLやCSS以外の技術を使う場合には、それぞれについて、出来る限りアクセシビリティに配慮することが必要です。	Flash、JavaScript、JavaApplet等はいずれも、すべてHTMLやテキストで作成する	どちらか	無
			Flash、JavaScript、JavaApplet等を使うが、それぞれの方法でアクセシビリティを実現する		17
文書の構造の指定	2a) ウェブコンテンツは、見出し、段落、リストなどの要素を用いて文書の構造を規定しなければならない。	-	ページを見出し、段落、リストなどの要素を用いて構造化する（ルールを設ける）		18
スタイルシートの活用	2b) ウェブコンテンツの表示スタイルは、文書の構造と分離して、書式、サイズ、色、行間、背景色などをスタイルシートを用いて記述することが望ましい。ただし、利用者がスタイルシートを使用できない場合、又は意図的に使用しないときにおいても、ウェブコンテンツの閲覧及び利用に支障が生じてはならない。	-	スタイルシートを用いて表示スタイルを記述する。スタイルシートが利用できない環境に配慮する		19
表の構造の指定	2c) 表は、分かりやすい表題を明示し、できる限り単純な構造にして、適切なマーク付けによってその構造を明示しなければならない。	-	表で情報を表現する場合、HTMLで表の構造を明示する		20
フレームの使用	2f) フレームは、必要以上に用いないことが望ましい。使用するときは、各フレームの役割が明確になるように配慮しなければならない。	フレームを使ったページは、適切な配慮がなされないと利用できなかつたり、利用しにくいページになります。	フレームは使用しない	どちらか	無
			フレームを用いるが、各フレームの役割が明確になるよう配慮する		21
現在地情報の提供	2g) 閲覧しているページがウェブサイトの構造のどこに位置しているか把握できるように、階層などの構造を示した情報を提供することが望ましい。	-	現在位置を示す情報やリンクを各ページに表示する		22
ページの表示や移動	3e) 利用者の意思に反して、又は利用者が認識若しくは予期することが困難な形で、ページの全部若しくは一部を自動的に更新したり、別のページに移動したり、又は新しいページを開いてはならない。	リンク先のページを新しいウィンドウで表示すると、全盲の利用者にそのことが分からない場合があります。また、高齢者にも分かりにくく、上手に利用できない場合があります。さらに、新しいページを利用者が操作と関係なく自動で開くと、視覚障害者や高齢者がそのことを理解できず、利用できなくなる場合があります。	新しいウィンドウを開いてページを表示することはしない	どちらか	無
			新しいウィンドウを開くケースと告知方法についてルール化する		23
			自動で新しいページへ移動したり、内容を更新したりしない		無
ナビゲーションの仕組み	3f) ウェブサイト内においては、位置、表示スタイル及び表記に一貫性のある基本操作部分を提供することが望ましい。	-	各ページに、スタイルや標記が共通の基本操作部分を表示する		24
リンクなどの分かりやすさ	3g) ハイパーリンク及びボタンは、識別しやすく、操作しやすくすることが望ましい。	-	リンクテキスト、リンク画像は、識別・操作がしやすいようにルールを定める。リンク先が明確に分かるような表記にする		25
メニュー読み飛ばし機能の提供	3h) 共通に使われるナビゲーションなどのためのハイパーリンク及びメニューは、読み飛ばせるようにすることが望ましい。	どのページでも共通に表示される基本メニューは、視覚障害者や肢体不自由の利用者にとってはかえって使いにくさの原因になることもあり、配慮が望まれます。基本メニューの項目数が非常に少なく、毎ページ繰り返し読み上げられてもわずらわしさの原因とならないような場合は、読み飛ばし機能を提供しないということも考えられます。	基本メニューの読み飛ばし機能を提供する	どちらか	26
			必要性が無い場合、基本メニューの読み飛ばし機能は提供しない		無
やり直し手段の提供	3i) 利用者がウェブコンテンツにおいて誤った操作をしたときでも、元の状態に戻すことができる手段を提供しなければならない。	誰でも間違った操作をしてしまうことがありますが、障害があったり高齢の場合、そのようなケースが多くなるので配慮が必要です。	全てのページで、ブラウザの「戻る」ボタンまたはコンテンツのリンクによって前のページに戻るようにする	どちらか	27
			利用者が情報を入力する機能（入力フォーム、プルダウンメニュー、ラジオボタン、チェックボックス）は設けない		
			入力機能がある場合、入力内容の確認や入力エラーの確認、やり直しが簡単にできるようにする		
色が分からない場合への配慮	5a) ウェブコンテンツの内容を理解・操作するのに必要な情報は、色だけに依存して提供してはならない。	-	情報の識別や指示は、色だけでなく文字等でも分かるようにする		28
形や位置が分からない場合への配慮	5b) ウェブコンテンツの内容を理解・操作するのに必要な情報は、形又は位置だけに依存して提供してはならない。	-	情報の識別や指示は、形や位置だけでなく文字等でも分かるようにする		29
画像内の文字の見易さ	5c) 画像などの背景色と前景色とは、十分なコントラストを取り、識別しやすい配色にすることが望ましい。	-	背景色と前景色のコントラストにルールを設ける		30
読みやすいフォント	6b) フォントを指定するとき、サイズ及び書体を考慮し読みやすいフォントを指定することが望ましい。	フォントを指定する場合は、見易さに配慮して指定します。フォントを指定しない場合は、ブラウザで利用者が指定した表示がされますが、フォントの調節による見映えの表現を制作者が指定できないこととなります。	フォント指定にルールを設ける	どちらか	31
			フォントを指定せず、ブラウザで指定されたフォントで表示がされるようにする		無
音の再生の配慮	7a) 自動的に音を再生しないことが望ましい。自動的に再生する場合には、再生していることを明示しなければならない。 7b) 音は、利用者が出力を制御できることが望ましい。	ホームページ内で音声による情報提供を行う場合、自動的に再生されると音声ソフトを使っている視覚障害者や聴覚障害者に情報が伝わらなかつたり、使いにくくなつたりします。	音による情報提供は行わない	どちらか	無
			音による情報提供を行うが、必要な配慮をルール化する		32
コンテンツの変化や移動	8a) 変化又は移動する画像又はテキストは、その速度、色彩・輝度の変化などに注意して作成することが望ましい。	文字や画像などを移動させたり、表示に変化つけると利用者により分かりやすく情報を提供することができそうですが、視覚障害者に情報が伝わらない可能性があります。	変化や移動する画像、テキストなどは使わない	どちらか	無
			変化や移動する画像、テキストなどを使うが、変化や移動の方法、スピードなどにルールを設ける		33
画面の点滅	8b) 早い周期での画面の点滅を避けなければならない。	利用者の注意を促すために点滅を利用することがありますが、早い周期での点滅はてんかん発作を引き起こす等の危険があるため避けなくてはなりません。	画面の点滅は行わない	どちらか	無
			点滅する要素を使うが、周期などにルールを定める		34

検討項目	JIS対応条文	検討のヒント	対応方針	選択欄	詳細検討 (次ステップ)
使用する言語の指定	9a) 言語が指定できるときは、自然言語に対応した言語コードを記述しなければならない。	-	各ページできちんと言語指定を行う ページ内での言語の切り替えについてルール化する		35
日本語以外の言葉の使用	9b) 日本語のページでは、想定する利用者にとって理解しづらいと考えられる外国語は、多用しないことが望ましい。使用するときは、初めて記載する時に解説しなければならない。	-	外国語の使用についての配慮のルールを定める		36
省略語、専門用語等の使用	9c) 省略語、専門用語、流行語、俗語などの想定する利用者にとって理解しにくいと考えられる用語は、多用しないことが望ましい。使用するときは、初めて記載されるときに定義しなければならない。	-	省略後や専門用語、流行語、俗語などの使用についての配慮のルールを定める		37
読みの難しい言葉の使用	9d) 想定する利用者にとって読みの難しいと考えられる言葉(固有名詞など)は多用しないことが望ましい。使用するときは、初めて記載されるときに読みを明示しなければならない。	-	読みの難しい漢字の使用についての配慮のルールを定める		38
図などによる分かりやすい表現	9f) ウェブコンテンツは、文章だけではなく、分かりやすい図記号、イラストレーション、音声などを含めて用いることが望ましい。	-	文章以外の表現を併用することで分かりやすく出来る箇所が無いか検討する		39